

平成 2 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (8 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成28年8月31日(水)午前10時00分 四條畷市役所東別館203会議室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委員	長	山本	博資
職務代理	理	大村	民子
委員		原	知雅
委員		田伏	義孝

3 事務局出席者

教育部長	坂田 慶一	地域教育課長	杉本 一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口 文敏	教育部上席主幹(地域教育課担当)兼主任	村上 始
教育総務課長	阪本 律子	学校給食センター所長	林 雅弘
学校教育課長	芝田 孝人	図書館長	永野 国広
教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	河上 弘子	公民館長兼主任	勝村 隆彦
教育環境整備室上席主幹兼主任	谷口 隆史	教育総務課長代理兼主任	櫻井 康弘
子ども政策課長	藤岡 靖幸	教育総務課	織田 紗樹

4 議事録作成者

教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第 9号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の制定について
議案 第10号 畷の子どもつながりプラン(四條畷市子どもの貧対策事業)基本プランの策定について
議案 第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
報告 第 8号 四條畷市立認定こども園条例案について

山本委員長	<p>只今から8月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、田伏委員にお願いします。</p>
田伏委員	はい、わかりました。
山本委員長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第9号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の制定についてを議題とします。事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
阪本教育総務課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、どうぞ。
阪本教育総務課長	<p>議案第9号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の制定について、次のとおり四條畷市教育長の職務代理者に関する規則を制定するにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。提案理由につきましては、平成28年8月18日付けにおいて、前藤岡教育長の辞職に伴い新教育委員会制度への移行することとなりました。それに伴い、新たに教育長職務代理者に関する規則を制定する必要がありますので、本案を提出するものです。</p> <p>1ページをおめくりください。四條畷市教育長の職務代理者に関する規則案でございます。主旨といたしまして、第1条、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、四條畷市教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき教育長に代わってその職務を行う者の指名及びその他必要な事項について定めるとするものでございます。</p> <p>第2条といたしまして、教育長は、教育委員会の会議において、委員の中から職務代理者を指名するものとする。</p> <p>第3条といたしまして、職務代理者は、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育部長に委任することができる。2項、前項に規定する委任することができる職務は、四條畷市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則に規定する教育委員会が教育長に委任する事項とする。</p> <p>附則といたしまして、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する</p>

	<p>法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の教育委員会の教育長が任命された日から施行する。というものでございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 何か質疑等がありますか。特によろしいでしょうか。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>それでは、議案第9号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の制定について、原案のとおり可決いたしました。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>続きまして、議案第10号 畷の子どもつながりプラン（四條畷市子どもの貧対策事業）基本プランの策定についてを議題といたします。事務局から内容説明をお願いいたします。</p>
<p>河上教育環境整備室上 席主幹兼学校教育課人 権教育・教科指導担当課 長</p>	<p>議案第10号 畷の子どもつながりプラン（四條畷市子どもの貧対策事業）基本プランの策定について、平成26年度より実施している畷の子どもつながりプラン（四條畷市子どもの貧困対策事業）における基本プランを策定するため、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、平成26年度よりモデル校で実施を始め、平成27年度より全校で試行実施している畷の子どもつながりプランにつきまして、その取り組み過程や実践事例、成果と課題などをとりまとめたものを、基本プラン（中間とりまとめ）として策定するため、本案を提案いたしました。</p> <p>別添の基本プラン中間とりまとめをご覧ください。2ページの目次をご覧ください。本プランの構成ですが、以前からお伝えをしておりますように、貧困対策について1章・2章で書かせていただいております。その中で、四條畷市教育委員会として、教育センターの整備充実を図ってまいりましたので、そのあたりを5ページに書かせていただいております。第3章には、具体的な取組過程といたしまして、平成26年度のモデル校での実施の成果や課題を書かせていただいております。平成27年度は試行実施ということで、ワーキンググループを組んでこの事業に取り組んだこと、それから、教育センターが中心となって野外活動プログラムに取り組んで、不登校に陥っている子どもたちの支援をしてきたということを書かせていただいております。</p> <p>10ページをご覧くださいまして、各学校ではどのような事を進めれば良いのかということで、まず、経済的な貧困ということではなく絆や繋がりが薄い子など、全ての子どもの実態把握をしましょうということで、個票をもとに実態把握をさせていただいております。その中で、この子が困っている原因は何だろうか、ということを一覧表にし、リストアップをするという作業を行っております。学校現場におきますと、授業中じいっと大人しくしているから大丈夫というような主観的な見落とし・見誤りがありますので、そ</p>

	<p>こを客観的なデータでリストアップすることで、この子は何も問題なさそうに見えるけれども学習遅滞に陥っているだとか、そのようなことをここでしっかりと把握する。その次に、ケース会議等を行い原因を探っていくとその子にあったピンポイントな支援を行っていくというようなサイクルで支援を行っていくというものです。</p> <p>15ページ以降、実践事例をご覧ください。平成26年度はモデル校で具体的なプランを行ってまいりました。その続きから、具体事例、例えばこんなケースでこんなトラブルがあってここはこのような課題分析をする中でこのような支援に繋がった、というようなことをケース分けをしまして、ABCDと後ろに書かせていただいております。以降は資料等をつけています。</p> <p>このような基本プランを策定させていただきたいと思っております。それぞれの先生方が主観的ではなく客観的なデータを用いて子どもをしっかりと見つけ、支援に繋げていくというようなことをこの1冊を見ていただきながらやっていただきたいと思っております。学校現場は世代交代が進んでおりますので、先生方でなかなかそのようなスキルやノウハウが継承しにくいという状況も聞いておりますので、この基本プランを先生一人一人にお配りして、これをもとに貧困対策事業を進めていきたいと思っております。</p>
山本委員長	<p>ありがとうございました。 何か質疑等はございますか。</p>
田伏委員	<p>委員長、よろしいでしょうか。</p>
山本委員長	<p>はい、お願いします。</p>
田伏委員	<p>16ページの今後の課題の部分ですが、今後各学校への（スクールソーシャルワーカーの）配置を市費で考えておられるようですが、どのくらいの割合で全校配置になるのか常勤になるのか。</p>
河上教育環境整備室上 席主幹兼学校教育課人 権教育・教科指導担当課 長	<p>スクールソーシャルワーカーの市費配置についてご質問いただきました。現在、教育センターに週に2回市費配置をさせていただいております。学校現場からは非常に喜ばしいというお声を聞いておりまして、ケース会議でいろんな活用できる資源なんかを持ってきていただいたり、困っているケースを福祉的な観点でアプローチ・助言をいただけるということがあります。ぜひこれは継続していきたいと思っております。ただ、財政との調整もありますので、今現在は国の補助金を活用しておりまして、可能な限りそういう方向も探りながら市費配置を続けてまいりたいと思っております。</p>
大村職務代理	<p>26年度のモデル校、そして昨年度は全校ということでしたが、このような新しい取り組みに対して、実際にどれくらいの時間的な負担が現場にあっ</p>

<p>河上教育環境整備室上 席主幹兼学校教育課人 権教育・教科指導担当課 長</p>	<p>たのかというデータはあるのでしょうか。</p> <p>担任が個票を書くのですが、それを一覧表にするという作業は今までになかった負担になります。これにつきましては、長期休業中、夏期休業を利用しながら、授業がない中で、子ども一人一人の様子を1学期を振り返っていただいて、データの結果なども出ておりますので、その中で取り組んでいただいています。ただ、これまでなかった作業になりますので、そこは負担をかけていると思っています。</p>
<p>田伏委員</p>	<p>個別調査カード作成時の留意事項に、もしよろしければ個票一覧表の機密保護の観点での取り扱いの注意を一筆いただけたらと思います。</p>
<p>河上教育環境整備室上 席主幹兼学校教育課人 権教育・教科指導担当課 長</p>	<p>20ページの本事業の実施要項に記載があります。第5条に個人情報の取り扱いということで、かなり個人情報を取り扱いますので、それについては個人の不利益にならないように、知り得た情報は適正に扱うように。必要な情報は小中学校で継いでいくということも有効ですので、しっかりと周知をした上でこの事業に取り組んでいきたいと思っています。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>その他、よろしいでしょうか。</p>
<p>原委員</p>	<p>はい、委員長、よろしいでしょうか。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>原委員</p>	<p>5ページ、27年度に実施したキャンプの活動、参加した数名の児童生徒に成果が出始めているという文章で止まっているんですけど、実際、不登校の方で参加された方の数値はわかりますか。どのくらい参加されて、そのうちの数名なんでしょうか。</p>
<p>河上教育環境整備室上 席主幹兼学校教育課人 権教育・教科指導担当課 長</p>	<p>今は具体的な数値を持ち合わせておりませんが、平成27年度はキャンプを3回行い、それぞれ10名程度の参加がありました。友達と一緒に来れるという子もいますので、不登校気味の子とそうでない子が一緒に参加して、不登校気味の子どもたちが3学期や、あるいは今年度は1日でも学校に行けたとか、そういう傾向が実際にありますので、今年度も引き続き野外キャンプをやっているのですが、その子どもたちも1日だけでも学校に行ってみようかな、という事例も出てきています。</p>
<p>原委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>私の方から1・2点あるのですが、まず10ページの表の中です。校内委</p>

	<p>員会でリストアップしていますね。このリストアップをもとに具体的な支援策を行うのも校内委員会ですね。前年のワーキンググループの中で、8ページに学校により意識の温度差があると書かれているのですが、これを校内委員会ですると全校試行した場合にこのような温度差は出てきていないのでしょうか。</p>
<p>河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>仰るとおり、モデル校は先に進んでやっておりますので、かなり意識高くやっているのですが、それ以外の各校では、何故これをやるのかというところからスタートしている。そんな状況もありました。ただ、研修を何度かやらせていただいて、例えば学校内でコーディネーター役をされている方とか、あるいは学校管理職にこの意義とかモデル校の実践事例なんかをお話する中で、それに近づけるようにと段々温度差は縮まってきたと思っております。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>あと、適応指導教室の関係も書かれていますが、実際にこの間、どれくらいの人数がとか、状況は分かれますか。</p>
<p>河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>今現在、正式に入室している子は4・5名だったと思います。正式にというのは、入室届を書いていただいて毎日通うという意味です。ただ、不登校傾向で学校になかなか行けなくて、ちょっと体験的に来るとか、週に一度くらいお話をしに来ようかという子は他にも何人かおられますので、そのような子達をどのように学校へ繋げていくかということ、また、適応指導教室としっかり連携していくかということをお話しているところがございます。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>13ページに、家庭環境の状況を把握するために経済状態についての把握と書かれているのですが、これを実際に行うのは担任になるかと思えます。必要性は分かれますが、実際の運用面でどのようにされるのかと、読んでいて分からない部分がありました。これは把握の仕方等で何か問題点は出ていませんか。</p>
<p>河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長</p>	<p>担任が就学援助を受けているかどうかを知らない場合もあると思いますので、担任が個票を作る際、一旦、空白で出されて、その子の何か課題が見つかった時にケース会議をする中で、例えば学校事務職員に聞くとか学校管理職が埋めていくということが実際の運用です。そのような作業も、子どもをいろんな面から見ていくという捉えと考えていきたいと思いますというように学校には指示させていただいています。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>あと何かありませんか。</p>

田伏委員	はい。
山本委員長	どうぞ。
田伏委員	13ページの他機関との関係というところですが、最近、民間機関での不登校児復学支援とか訪問型カウンセリングなどがよく対応されていると聞くのですが、そのような所と学校との連携というのはできるのでしょうか。
河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	民間のフリースクールに行っている場合などは、そのフリースクールで行われている学習の状況などをしっかりと在籍校の学校長が把握していただき、学校教育に準ずるものであれば、出席日数に数えたり、学校で使用している教材をフリースクールにすすめたり、そのようなやりとりは実際にしていただいています。NPO の訪問を受けるという事例はまだありませんので、今後、多様な支援を考えていくために、そのようなことも視野に入れていかなければならないと思っています。
山本委員長	他にございますか。
大村職務代理	はい。
山本委員長	どうぞ。
大村職務代理	文科省や教育委員会といった組織というのは、現場が動きやすくスムーズに子どもの指導ができるということが一番だと考えます。これも絶対に欠かせないことですし、学力もそうですし、いじめの問題等もすべて大事なことからどれも欠かすことはできないと思いますが、人間は1人でクラスを対応していく時に、こういう今までもしてきたことだけれど、ケース会議等このような形になってきた時に、人的配置等、文科省もちょっと人員をとというようなことを出していましたが、それをしっかり要求するという仕事が教育委員会等の一番大事な仕事ではないかと思っています。だから、教育委員会として、こういう案を作ることも大切ですが、人的確保というものをなしに枠だけ作っても実際には動けなくなってしまうということを、もちろん置いておられるとは思いますが、そういうものが見えるようにしないと、現場は動きにくいと思います。次から次からと、消化不良をおこしてしまうと思うので、そのあたりを私たちも含めて、もっと現場に見える形にできるよう考えてほしいと思います。
河上教育環境整備室上席 主幹兼学校教育課人権教	実は、モデル校が先行してやっていただいているというのは、大阪府の中でもアピールを我々もさせていただいていまして、その中で加配を

育・教科指導担当課長	1人もらっています。貧困対策加配ということで、そのようなアピールの仕方というのも今後、府にもしていききたいと。純粹に教員が1人モデル校は増えていますので、プラス、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとか専門職の方を学校になるべくたくさん派遣をするような形で、先生方が少しゆとりを持っていろんな面からこのような支援をしていけるような、そんな体制を今後とも教育委員会として進めていききたいと思っています。
山本委員長	当初、この案が出た時に我々みんなの感想としては、担任が大変だな、という感想がありましたので、もちろん教員としてはやってもらわないといけない部分であり、子どもの事を考えたらこのような支援は絶対に必要ですけれども、極力、負担感を取り除くような形で対応できたらと思います。
山本委員長	あと何かございますか。
山本委員長	<p>それでは、議案第10号 暇の子どもつながりプラン（四條畷市子どもの貧困対策事業）基本プランの策定についてについては、原案のとおり可決することで異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声。）</p>
山本委員長	それでは、議案第10号については、原案のとおり可決することに決まりました。
山本委員長	続きまして、議案第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
芝田学校教育課長	<p>議案第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。次のとおり四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものであります。提案理由といたしまして、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が一部改正され、早出遅出勤務制度に関して、未就学時の保育所送迎に限らず養育する場合に拡大されたことから、所要の改正を行いたく、本案を提案させていただきました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきまして、第4条の2、改正後の下線部分、「公務の運営に支障がない場合に限り」という情報が追加されました。同じく第4条2の(1)、改正前は「当該子の保育所等への送迎」を改正後は「当該子の養育」ということで、範囲を広げられたということです。</p>

	<p>附則といたしまして、議決いただきましたら、この規則は平成28年9月1日から施行するというので、提案させていただきます。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。
大村職務代理	よろしいでしょうか。
山本委員長	どうぞ。
大村職務代理	公務の運用に支障がない場合とありますが、公務というのは具体的にどのような場合のことを指しているのか教えていただけますか。
芝田学校教育課長	<p>運用上、活用は朝の出勤時間をずらして午後を延ばすというような運用になりますので、どうしても担任をしなければならない場合でしたら、それをずらすことによって、学校がどうしようもない場合は学校長と相談して、と理解しています。校長の専決事項になりますので、この文言を校長に考えていただいて、迷われる場合はこちらにも相談がくるとは思いますが、学校の中で学校運営がどうにもならないという場合については、職員と相談をしていただくというような理解をしています。</p> <p>また、校長専決事項で数をはっきり把握していませんが、学校長の方に状況を伺いましたところ、これを利用している職員の数はそんなにないというところも付け加えてお伝えさせていただきます。今後、これがどうなるかという所は分かりませんが、今の時点で、学校の運営に支障をきたすような状況でとられている方はおられないということです。</p>
山本委員長	あと、ございますか。
山本委員長	<p>それでは、異議がないということですので、議案第11号については、原案のとおり可決するというのでよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声。)</p>
山本委員長	それでは、原案のとおり可決することに決しました。
山本委員長	続きまして、報告第8号 四條畷市立認定こども園条例について、事務局から本件の内容説明をお願いします。
藤岡子ども政策課長	はい。
山本委員長	はい、お願いします。

報告第8号 四條畷市立認定子ども園条例案について、内容説明を申し上げます。平成29年度から認定子ども園を設置するにあたり、四條畷市立認定子ども園条例を制定する必要があるため、四條畷市議会9月定例会に上程いたします。それに伴いまして、四條畷市立幼稚園条例が廃止されることとなりますので、そのご報告をさせていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。本条例は、平成29年4月1日から忍ヶ丘保育所と四條畷あおぞら幼稚園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として運用を開始いたしたく、制定するものです。以下の説明につきましては、認定こども園とさせていただきます。

3のこれまでの経過をご覧ください。忍ヶ丘保育所におきましては、定員を90人とし、今日まで0歳児から5歳児を対象に保育を実施してまいりました。四條畷あおぞら幼稚園では、平成25年4月1日に江瀬美幼稚園と岡山幼稚園との統合により誕生した幼稚園でございまして、定員を130人とし、4歳児・5歳児を対象に幼児教育を実施してまいりました。

次に、4の現状でございまして、これまで、両施設におきましては、この立地特性を生かし、幼保交流を行うなど連携した取り組みを進めてまいりました。昨年度から両施設連携のもと、認定こども園の開園に向けて取り組みを進めているところでございます。

5の条例制定の目的と概要につきましては、国において、教育・保育を一体的に提供する認定こども園の設置を推進していることから、本市におきましても、3歳未満児に対する保育の実施と3歳以上児に対する教育保育の実施を一体的に行うため、忍ヶ丘保育園と四條畷あおぞら幼稚園を統合し、平成29年4月1日から新たに認定こども園として運用を図ろうというものでございます。

6の課題でございまして、今後は両施設統合後の運用を想定した様々な調整を行うほか、制度移行に伴う子ども及び保護者等の負担軽減を図る取り組みを進めていく必要があると考えております。

次のページの四條畷市立認定こども園条例等の概要につきまして、1、条例第2条におきまして、今般設置する四條畷市立認定こども園の名称を四條畷市立忍ヶ丘あおぞらこども園と定めております。なお、住所は現在の四條畷あおぞら幼稚園と同じく四條畷市岡山三丁目2番11号となります。2、同じく第2条におきまして、忍ヶ丘あおぞらこども園の定員を198人としております。内訳は、保育を必要としない3歳以上の子ども、第1号認定の子どもを100人、保育を必要とする3歳以上の子ども、第2号認定の子どもを60人、保育を必要とする3歳未満の子ども、第3号認定の子どもを38人で定めております。なお、総定員につきましては、施設の運営に支障がない限り弾力的な運用が認められるものでございます。

3、条例第3条におきまして、市立認定こども園で実施する事業を規程しております。第1号は認定こども園法、第9条に規定する6項目の目標を達

成するための教育及び保育を実施すること。第2号が、法第2条第12項に規定される子育て支援事業のうち市長が必要と認める事業を実施すること。第3号・第4号におきましては、預かり保育・時間外保育を実施する旨定めております。

4、条例第4条におきまして、施設の開園時間と休園日を定めております。開園時間は午前7時30分から午後7時までとし、休園日を第2項に定める日といたします。5、教育認定児である第1号認定こどもの休園日や休業日につきましては、条例第4条第2項に定める保育認定児である第2号・第3号認定こどもも対象となる上の休園日のほか、条例第5条第1号の規則に基づき土曜日及び同条例施行規則第3条に定める三季休業日がお休みとなります。

6、条例第5条におきまして、1号認定こども及び2号もしくは3号認定こどもに係るそれぞれの教育及び時間帯を規定しております。必要に応じて、条例第3条に規定する預かり保育、時間外保育を実施いたします。7、条例第9条に規定する保育料につきまして、次のページ裏面に記載しております別表1、1号認定保育料及び2号、3号認定保育料に基づき、子どもの認定区分等に応じて保育料をご負担いただくこととなります。

それでは前のページへお戻りください。認定こども園への移行に伴う運営等の変更点につきまして、ご説明いたします。8、主な変更点及び経過措置をご覧ください。①は1号認定こどもに係る教育、保育時間が一部変わります。四條畷あおぞら幼稚園におきましては、平成28年度までは水曜日の教育時間は午前9時から正午までとしておりましたが、認定こども園移行後は月曜日から金曜日の午前9時から午後2時までを教育・保育時間とすることから、水曜日の時間帯が変わってきます。

②は保育料が変わってきます。認定こども園等、子ども子育て支援法の適用を受ける施設を利用する子どもの保育料が公立私立に関係なく別表1・2の保育料に統一されます。このことから、現在、四條畷あおぞら幼稚園に在園している子どもの世帯の負担が増える場合も推定されますが、経過措置として、平成28年度に幼稚園に入園した子どもに限り、保育料の上限を1万2千400円といたします。

③は預かり保育の運用に基づく移行でございます。現在、四條畷あおぞら幼稚園では一般の預かり保育のほか、就労支援型預かり保育を実施しておりますが、就労支援型預かり保育の対象者は2号認定対象の子どもとなることから、認定こども園へ移行後は、就労支援型預かり保育は廃止いたします。また、現在在園中の子どもについては特例を設けて運営していくこととしております。

④は通園送迎車についてでございますが、認定こども園への移行後につきましては、経過措置として、平成31年3月31日まで運行いたしますが、それ以降は廃止いたします。⑤は給食についてでございます。現在の幼稚園ではお弁当持参としておりますが、認定こども園移行後にはすべての在園児

に給食を提供いたします。

続きまして、ご説明申し上げました内容以外で条例案に規定している内容のうち、主な点についてご説明いたします。第1条は認定こども園法第12条に基づき設置する旨規定しております。第6条におきまして、入園の資格者について、子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定こども、いわゆる1号認定、2号認定または3号認定こども及び市長が必要と認める者と定めるものでございます。第7条に承諾について規定し、第8条は市長が入園を不承諾、または承諾を取り消す場合について規定するものでございます。第10条に保育料の減免について、第11条に規則への委任についてそれぞれ規定しております。

附則の第1項は、条例の施行期日を平成29年4月1日からと定めるものでございます。また、附則第2項で四條畷市立幼稚園条例が廃止されるとしております。なお、幼稚園条例施行規則の廃止につきましては、今後9月議会での条例制定後、また議案として提出させていただきます。以上で内容説明を終わらせていただきます。

山本委員長

はい、ご報告がありましたけれども、何か質疑等はよろしいでしょうか。

原委員

よろしいでしょうか。

山本委員長

どうぞ。

原委員

ここまで立ち上げられるのは、大変だった事と思います。ただ、今まで議案にあがっていた言葉の中でも、「幼児」という視点が意外に言葉としては出てこない。しかしながら、教育は、乳幼児期の育ちからスタートしているものだと考えます。定型的な発達からちょっと否定型的な発達をしている子までいろいろなので、それが障がいの特徴としてどの時期で分かってくるかは別としても、乳幼児期を過ごす保育所や幼稚園。また、家庭で関わる大人が見取ることが大切。それらが、今日あげられている貧困や子どもの学び方が小学校からは違うので、学力不振という形で目に見えて現れてくるのかもしれないと思います。そうした時に、子どもというものは、幼稚園、認定こども園、保育所いずれの場所であっても、環境から学びを得て育ってくるものなので、環境の最たるものである先生方の在り様が一番大切と考えます。つまり、今現状が不和状態であるならば、あおぞら幼稚園の先生方、忍ヶ丘保育所の保育士の方々、その方々のお気持ちが幼児育ての基、上手く合うような状態とし、そのためにも、現場の声をとても大切にしていきたいと行政の方々をお願いします。

山本委員長

それはもうお分かりのことと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

	あと何かございますか。
田伏委員	はい。
山本委員長	はい、どうぞ。
田伏委員	経過措置の⑤給食に対してのお伺いなのですが、1号認定の子どもと2号3号認定の子どもとの取り扱いが異なっていたかと思いますが、現状、どのようになりますか。
藤岡子ども政策課長	給食につきましては、2号、3号につきましては保育料に含まれるが、1号につきましては含まれておりません。このことから、本来であれば、1号認定の保育料に給食費を加えるということになるんですけど、本市につきましては、認定こども園に移行するに辺り、負担が増えるということにもなりますので、保育料の中には含まれておりませんが、実質市が補助をすることによりまして給食費は無償化ということで考えております。
大村職務代理	四條畷市の保育所は主食も全て配食というかたちですか。
藤岡子ども政策課長	四條畷におきましては、主食につきましても市が単独補助を出しておりますので、2号、3号におきましても無償化とさせていただいております。
山本委員長	あと何かございますか。
山本委員長	それでは、報告第8号 四條畷市立認定こども園条例案についてはこれで終わらせていただきます。
山本委員長	以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年10月26日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 田伏 義孝